

豊田市立岩倉小学校ほか9校体育館・武道場空調設備整備事業

(設計施工一括発注方式)

売買契約書 (案)

- 2 前項の請求により、売買契約額の変更が必要となった場合には、甲及び乙が協議して、その変更契約額を定めるものとする。

(売買契約額の変更期限)

第5条 前条による売買契約額の変更の請求は、買取検査の前までに行うものとする。

(買取検査の実施)

第6条 乙は、空調設備が完成したときは、対象校ごとに甲に買取検査の実施を請求しなければならない。

- 2 乙は、次の各号に定める書類を添えて前項の請求を行うものとする。

(1) 設計図書(変更があった場合は、変更後の設計図書とする。)

(2) 機器使用のための必要書類

(3) 乙が実施した完了検査及び機器等の試運転の結果報告書

(4) その他の検査結果に関する書面の写し

- 3 甲は、第1項の請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して10日以内に乙の立会の上、買取検査を実施し、すべての対象校が別に定める買取検査基準に適合するときは、乙に対して買取検査合格通知書を交付しなければならない。

- 4 甲は、前項の買取検査合格通知書が交付できない場合は、乙にその理由を示して、空調設備の改善を求めることができる。

- 5 乙は、前項による甲の改善の求めに疑義等があるときは、甲に協議を申し入れることができる。この申し入れは甲の改善の求めがあった日から2日以内に行わなければならない。

- 6 甲は、前項による協議の結果、乙の申し入れが合理的であると認められる場合は、改善の求めを修正又は撤回しなければならない。

- 7 乙は、前項により撤回された場合を除き、甲から第4項の改善の求めがあった場合は、速やかに改善を行い、甲の買取検査を受けなければならない。この場合において、第2項の設計図書については、修正等を行うものとする。

(空調設備の引渡し)

第7条 乙は、前条による買取検査合格通知書を受け取った後、7日以内に空調設備を甲に引き渡さなければならない。ただし、引渡時期の詳細については、国庫補助金の交付決定を踏まえ別途協議とする。

- 2 乙は、前項による引渡しに当たって、甲に対し引渡書を提出し、甲はそれを受領した後、乙に対し受領書を発行するものとする。

(売買契約額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の規定による甲の受領書の発行後、支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、当該支払請求書を受領した日から30日以内に売買契約額を乙に支払わなければならない。

(売買契約額の遅延損害金)

第9条 売買契約額の支払いが、甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（以下「支払遅延防止法」という。）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、同条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(引渡しの遅延損害金)

第10条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により引渡期限までに空調設備を引き渡すことができないときは、遅滞なく理由を甲に申し出なければならない。

2 甲は、空調設備の引渡しが、乙の責めに帰すべき事由により、引渡期限の日より遅れた場合、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めるときは、乙に損害金を請求することができる。この場合において、損害金の額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(危険負担)

第11条 甲は、第7条の買取検査合格通知の日から、空調設備の引渡しが完了するまでの間に、天災等で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないものにより、空調設備が滅失又は毀損した場合には、乙に対して売買契約額の減免を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議し、前項の売買契約額の減免に代えて、乙に対して、空調設備等の改善を請求することができる。なお、この費用は、乙が負担するものとする。

(甲による契約の解除)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

(1) 乙による本事業の放棄と認められる状況が30日以上継続したとき。

(2) 乙が、破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（今後新たに創設されるこれらと同様の手続を含む。）について、乙の取締役会等でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役等も含む）によってその申立てがなされたとき。

- (3) 乙が本契約に違反し、甲が相当な期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 乙が次のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者(暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。)をいう。以下同じ。)がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 現に締結している契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約(現に締結している契約に係るもの以外の契約を含む。)の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、売買契約額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲が、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、現に締結している契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、現に締結している契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による売買契約額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、空調設備を引き渡した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合

(2) その他甲が特に認める場合

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 甲は、乙が連合体であり、既に解散しているときは、当該連合体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(協議解除)

- 第15条 甲は、空調設備が設置されるまでの間は、第12条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定に基づきこの契約を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙による契約解除)

- 第16条 乙が次の各号いずれかに該当するときは、乙は甲に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- (1) 本事業の継続が困難となったとき。
 - (2) 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（今後新たに創設されるこれらと同様の手続を含む。）を開始したとき。
- 2 前項により、本契約が解除となった場合、甲及び乙は、次の各号に掲げられた処理に従う。
 - (1) 甲は、空調設備の出来形部分について適正な価格で買い取るものとする。なお、当該契約額の支払い時期及び支払方法については、甲及び乙の協議により決定する。
 - (2) 乙は、前号で支払われた金額については、空調設備に関わる負債等に優先して充当するものとする。
 - 3 第1項の規定により本契約が解除となった場合においては、乙は売買契約額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第17条 甲又は乙が、本契約に定める義務を履行せず、又は信義に反する行為をしたため、本契約の目的を達成できないとき又は不測の損害を受けたときは、甲又は乙は催告をした後、この契約の全部又は一部を解除し、又はその損害の全部または一部を賠償させることができる。ただし、損害額等について別段の定めがある場合は、その規定に従うものとする。

(瑕疵担保責任)

第18条 甲は、空調設備に隠れた瑕疵があり、本契約の目的が達成できないことが発覚した場合は、相当の期間を定めて、乙に対してその瑕疵の改善を請求し、又は改善に代え、若しくは改善とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の改善若しくは損害賠償の請求は、空調設備の引渡日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、故意若しくは重大な過失により生じた隠れた瑕疵又は空調設備の主要な部分等の隠れた瑕疵については、甲は乙に対して、引渡し後2年が経過するまで、その瑕疵の改善を請求し、又は改善に代え、若しくは改善とともに損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、空調設備が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、その瑕疵を知った日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

4 乙は、甲による買取検査のみをもって、本条に基づく責任を免れることはできない。

(費用及び公租公課の負担)

第19条 本契約手続きのうち契約締結の費用は、甲及び乙が各自負担する。

(収入印紙の負担)

第20条 本契約に必要な収入印紙は、乙が負担する。

(著作権)

第21条 甲は、設計図書について、無償で利用する権利を有し、その利用の権利は、本契約の終了後も存続する。

2 前項の設計及び空調設備が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法に定めるところによる。

3 乙は、甲が設計図書及び空調設備を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、本契約に別段の定めがある場合を除き、著作権法第19条第1項又第20条第1項に定める権利を自ら行使し、又は著作者(甲を除く。以下本条において同じ。)をして行使させてはならない。

(1) 設計図書又は空調設備の内容を公表すること。

(2) 空調設備の完成及び増設、改設並びに修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する管理者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他修正をすること。

(3) 空調設備を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 空調設備を増設し、改設し、修繕により改変し、又は取り壊すこと。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(本契約に定めのない事項)

第23条 本契約に定めのない事項については、基本協定の定めに従うものとし、本契約によっても明らかでない事項については、甲及び乙が協議して定めることとする。

2 本契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

【別表 1 ①】対象一覧（体育館）

No.	学校名	所在地	構造	対象面積 (㎡)	熱源方式
1	岩倉小学校	豊田市岩倉町五ツ畑 2 3 番地	S	550	EHP
2	幸海小学校	豊田市幸海町下御堂下切 1 4 番地 1	RC	509	EHP
3	駒場小学校	豊田市駒場町新生 5 8 番地	S	1,000	EHP
4	滝脇小学校	豊田市滝脇町切石洞 1 8 番地 1	S	545	EHP
5	堤小学校	豊田市堤本町流 2 8 番地	S	1,120	EHP
6	豊松小学校	豊田市坂上町郷敷 1 番地 1	S	540	EHP
7	矢並小学校	豊田市矢並町大坪 9 0 1 番地 7	S	550	EHP
8	花山小学校	豊田市下山田代町万徳前 1 6 番地 4	RC	706	EHP
9	巴ヶ丘小学校	豊田市大桑町別当 5 6 番地	W	695	EHP
10	松平中学校	豊田市九久平町河原畑 3 7 番地	S	1,095	EHP

【別表 1 ②】対象一覧（武道場）

No.	学校名	所在地	構造	対象面積 (㎡)	熱源方式
1	松平中学校	豊田市九久平町河原畑 3 7 番地	S	326	EHP

<学校数及び施設数>

- ・小学校 9 校 体育館 9 施設
- ・中学校 1 校 体育館 1 施設、武道場 1 施設
- 合計 10 校 11 施設

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、甲及び乙が原本各1通を保有する。

令和6年〇〇月〇〇日

(甲) 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦 印

(乙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ※グループの場合はグループ名を記載

代表者 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印 ※グループの場合は代表事業者
を記載

構成員

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

商号又は名称

氏名 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

商号又は名称

氏名 印